

不登校・中途退学対策検討委員会 報告書

～ 一人一人の児童・生徒の育ちを学校・社会で支え、そして自立へ ～

平成 28 年 2 月

都内公立学校では、不登校や中途退学に関して、これまで学校現場や教育委員会において様々な対策を講じ、その結果、都立高等学校の中途退学者数は大きく減少するなど、一定の成果を上げてきたものの、依然として多くの児童・生徒が不登校や中途退学に至っている。

不登校になった児童・生徒や中途退学した生徒は、自らに自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になるなど、深刻な課題を抱える場合が多い。

不登校や中途退学の問題は、東京の子供たちが、将来、社会的・職業的に自立することが困難になるおそれのある、大きな社会問題である。

不登校や中途退学の要因・背景は、多様かつ複合的である。

不登校や中途退学には、いじめや家庭の貧困などが背景にある場合も少なくなく、不登校や中途退学をきっかけとして、ひきこもりや居所不明、自殺に至る事態にもつながりかねない。

こうした不登校や中途退学の課題に対して、学校の取組の改善・充実に図ることはもとより、学校の取組だけでは限界があることから、様々な支援の主体が連携・協力して、社会全体で課題の解決に当たる必要がある。

その際、小・中学校及び高等学校の各学校段階の継続性といった「縦の流れ」と、学校を起点とした関係機関との連携といった「横の流れ」を念頭に置く必要があり、小・中学校・高等学校における不登校対策と高等学校における中途退学対策を一体的に捉えていくべきである。

また、不登校や中途退学の捉え方は、時代や社会の状況によって変化している。

このため、不登校児童・生徒の教育の場をどのように確保するのか、中途退学をどのように捉えるかなどについて、広い視野で考えていくことが求められる。

公教育として求められる役割と責任を十分に果たし、児童・生徒の未来を切り拓くためには、児童・生徒に対する最適な対応の在り方を明らかにするとともに、取組の^{ひら}不断の改善を行っていく必要がある。

こうしたことから、平成 27 年 5 月に、公立学校及び区市町村教育委員会等の教育関係者をはじめ、心理、福祉、医療、労働、警察、民間支援団体等の関係者による検討委員会が設置された。

今後の取組の在り方について検討し、その結果を都教育委員会に提言するため、この間、検討委員会を 3 回、小・中学校部会及び高等学校部会をそれぞれ 7 回開催し、検討を行ってきた。

このたび、これまでの議論をとりまとめたので、報告する。

平成 28 年 2 月

不登校・中途退学対策検討委員会

現状と課題

第**1** 不登校・中途退学の現状

- 1 小・中学校における不登校の現状 05
- 2 高等学校における不登校・中途退学の現状 14
 - (1) 高等学校における不登校の現状
 - (2) 中途退学の現状
- 3 不登校や中途退学の児童・生徒の状況 24
 - (1) 不登校児童・生徒の心の動き
 - (2) 中途退学者の退学後の状況
- 4 不登校・中途退学の捉え方 29

第**2** 学校を中心としたこれまでの主な取組

- 1 小・中学校における不登校対策 35
 - (1) 学校における主な支援
 - (2) 公的支援機関による学校外における支援
- 2 高等学校における不登校・中途退学対策 42
 - (1) 多様な教育ニーズに応える高校づくり
 - (2) 学校における主な支援
 - (3) 中途退学者等の自立支援
- 3 民間による支援 47

第**3** 「子供の育ち」を支援する4つのアプローチ 49

第**4** 今後の支援を検討する上での基本的な考え方 50

- 1 児童・生徒の将来の社会的な自立を目指す
- 2 児童・生徒を学校や社会につなぐ
- 3 個々の児童・生徒と保護者の状況に寄り添う

第**5** 支援体制の構築

- 1 支援方策を構築していく上での視点 52
 - (1) 一人一人の児童・生徒に応じた継続的な支援
 - (2) 学校と関係機関とのネットワークの構築
 - (3) 居場所の確保や再チャレンジの機会の提供

今後の方向性

2 具体的な方策の方向性

- (1) 個に応じた計画的な支援の充実 53
 - ア 児童・生徒の状態の見極め（アセスメント）と支援計画の策定
 - イ 小・中・高の連携による切れ目のない支援
- (2) 支援ネットワークの構築と支援チームの設置 60
 - ア 支援ネットワークの構築
 - イ 教育委員会に支援チームを設置
 - ウ 支援ネットワークを構成する主な関係機関や地域との連携
- (3) 学校における組織的な取組の充実 69
 - ア 組織体制の整備
 - イ 未然防止の取組の推進
 - ウ 早期発見・早期対応の取組の推進
 - エ 対応が困難なケースへの組織的な取組の推進
 - オ 中途退学時の対応
- (4) 再チャレンジのための教育機会の拡充 79
 - ア 教育支援センター（適応指導教室）の充実
 - イ 不登校の児童・生徒を受け入れる学校の取組
 - ウ 都立高校への転編入学制度等の改善
 - エ 早期離職への対応
- (5) フリースクール等民間施設・団体との関係の構築 86
- (6) 保護者に対する支援の充実 87

むすびに 89

【参考資料】

| | |
|--------------------------|----|
| 不登校・中途退学対策検討委員会・各部会 開催経過 | 90 |
| 不登校・中途退学対策検討委員会 設置要綱 | 91 |
| 不登校・中途退学対策検討委員会・各部会 委員名簿 | 92 |

不登校・中途退学対策検討委員会報告書の概要

現状と課題

1 小・中学校における不登校の現状 (5 ページ～)

- 都内公立小・中学校の不登校児童・生徒は 10,079 人（平成 26 年度）で、平成 25 年度から増加
- 不登校児童・生徒の割合は小学校 0.46%、中学校 3.17%で、1 校当たりの平均不登校者数は、小学校 2.0 人、中学校 11.9 人である。
- 学校復帰率は小学校 33.3%、中学校 25.1%で、年度を越えて不登校状態にある児童・生徒が多い。
- 支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒は、小学校 9.4%、中学校 15.6%である。

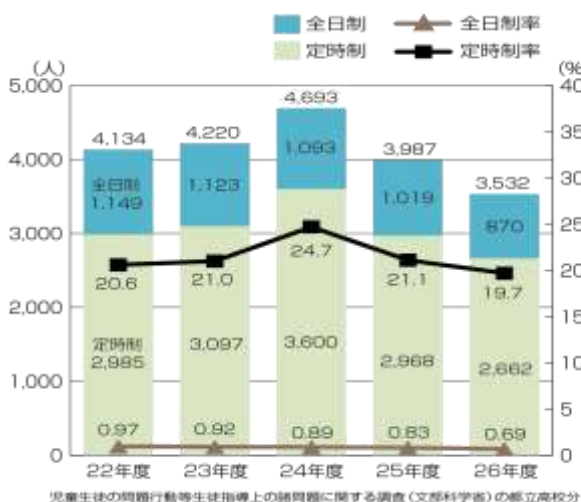
【不登校児童・生徒数及び割合の推移（都内公立小・中学校）】



2 高等学校における不登校・中途退学の現状 (14 ページ～)

- 都立高校の不登校生徒は 3,532 人、中途退学者は 2,754 人（平成 26 年度）で、共に減少傾向
- 不登校生徒の割合は定時制高校で高く、中途退学者の割合は定時制高校と専門高校で高い。
- 不登校生徒のうち 3 分の 1 程度が、当該年度に中途退学している。
- 中途退学者の約 6 割は、何もしていなかったりアルバイト等の非正規雇用に従事している中、中途退学者の多くは、ハローワーク等の支援機関をあまり利用していない。

【不登校生徒数及び割合の推移（都立高校）】



【中途退学者数及び中途退学率の推移（都立高校）】



学校を中心としたこれまでの主な取組

1 小・中学校における不登校対策 (35 ページ～)

- 多くの小・中学校では、校内組織を設け、情報共有やケース会議を実施
 - ➡ 個別の支援計画は、対応経過の記録にとどまっているケースが多く、具体的な支援のための計画としては不十分
- 外部の支援機関との連絡・調整は、学校の管理職が行っている場合が多い。
- スクールカウンセラーの全校配置 (平成 25 年度～)
 - ➡ スクールカウンセラーによる、小学校 5 学年と中学校 1 学年の児童・生徒全員との面接を実施し、課題を早期に発見 (平成 26 年度～)
- スクールソーシャルワーカーによる支援の順次拡大
 - ➡ スクールソーシャルワーカーの業務に対する教員の理解は不十分
- 教育支援センター (適応指導教室) の設置 (都内 51 区市町 76 教室)
 - ➡ 不登校児童・生徒の 2 割程度が通室し、そのうち学校への復帰は 2 割程度

2 高等学校における不登校・中途退学対策 (42 ページ～)

- チャレンジスクールなど、生徒の多様なニーズに応える高校を設置
- 全ての都立高校で「中退防止改善計画書」を作成し、組織的な取組を推進
- 各高校で、キャリア教育を推進 (企業等と連携した体験的な教育プログラム等)
- スクールカウンセラーの全校配置 (平成 25 年度～)
 - ➡ スクールカウンセラーによる、高校 1 学年の生徒全員との面接を実施し、課題を早期に発見 (平成 26 年度～)
- スクールソーシャルワーカーによる支援 (平成 27 年度～)
- 若者支援 N P O と連携し、進路未決定者の進路決定を支援するモデル事業を実施 (平成 25～27 年度)
- 都立高校補欠募集を年 3 回行い、転編入学の機会を確保

3 民間による支援 (47 ページ～)

- フリースクール等民間施設・団体では、居場所や学習・体験活動の機会を提供
 - ➡ 民間施設・団体を利用した都内公立学校の不登校児童・生徒は 175 人
このうち、小・中学生で指導要録上出席扱いを受けた者は約 5 割 (平成 26 年度)

今後の方向性

1 今後の支援を検討する上での基本的な考え方 (50 ページ～)

- (1) 児童・生徒の将来の社会的な自立を目指す
- (2) 児童・生徒を学校や社会につなぐ
- (3) 個々の児童・生徒と保護者の状況に寄り添う

3 具体的な方策の方向性 (53 ページ～)

5つの仕組みの構築

(1) 個に応じた計画的な支援の充実 (53 ページ～)

- ・児童・生徒の置かれている環境等を把握・分析し、状態を見極める「アセスメント」を実施
- ・アセスメントに基づき、一人一人の「支援計画」を定めて支援

(2) 小・中・高の連携による切れ目のない支援 (56 ページ～)

- ・学年や学校種を越えて、児童・生徒の支援計画や生活・学習等の情報を引き継ぎ、支援
- ・高校の特色ある教育内容についての情報提供や進路指導の充実により、生徒に適した高校の選択を促進

(3) 支援ネットワークの構築と支援チームの設置 (60 ページ～)

- ・学校と福祉・労働等関係機関による「支援ネットワーク」を構築
- ・教育委員会に、学校や関係機関と連携し、児童・生徒を支援する「支援チーム」を設置
- ・高校においては、中途退学者等への就労・再就学に向けた支援も実施

(4) 学校における組織的な取組の充実 (69 ページ～)

- ・「コーディネーター役」の教員の指定による、校内の組織体制の整備
(校内での中心的な役割、支援チームや関係機関との連絡調整)

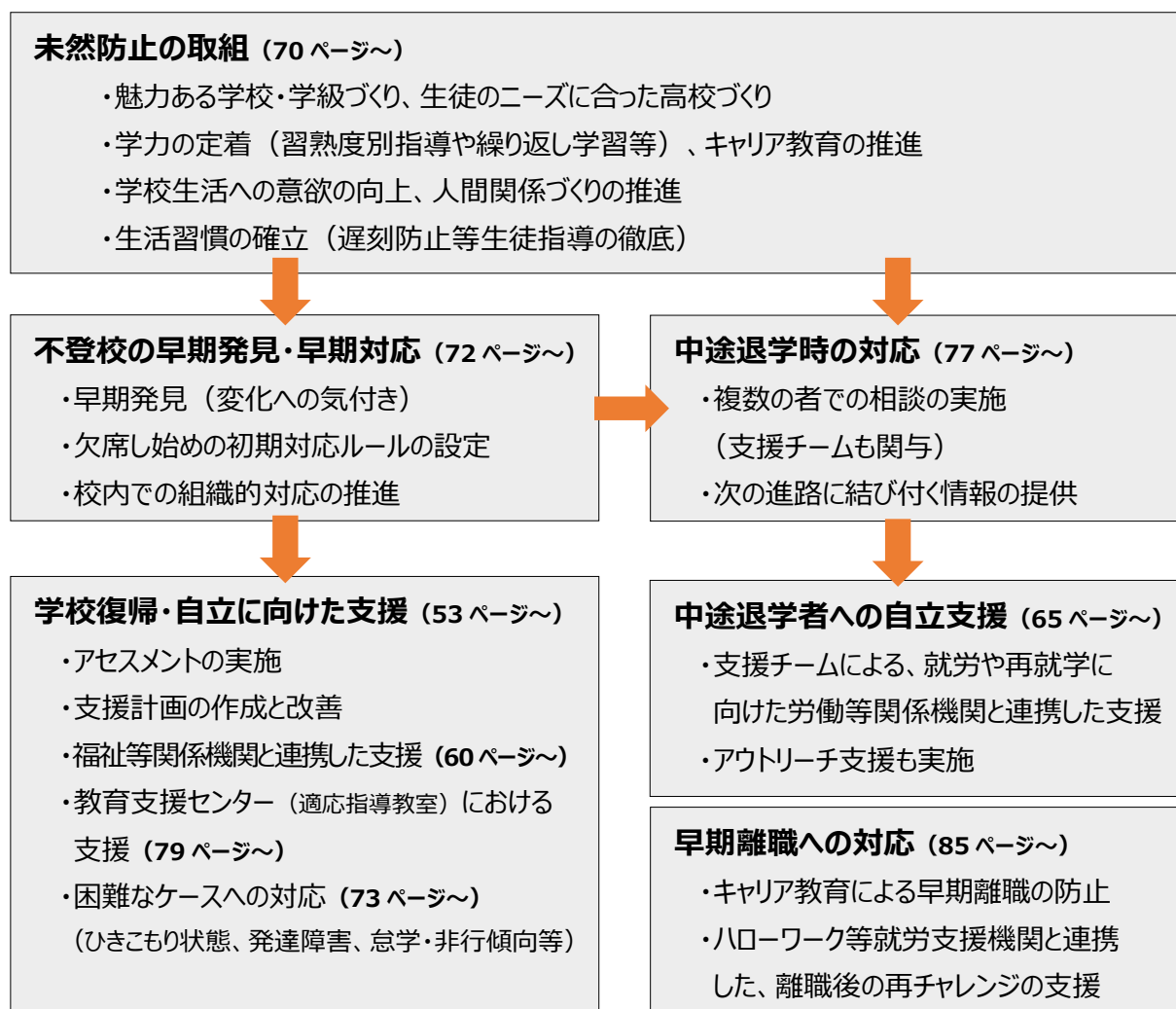
(5) 再チャレンジのための教育機会の拡充 (79 ページ～)

- ・教育支援センター（適応指導教室）における支援の充実
(居場所としての機能、自己有用感を高め学習意欲を向上、基礎学力の習得等)
- ・不登校の小・中学生を受け入れる教育課程特例校の取組の推進
- ・チャレンジスクール（都立高校）への受入体制の整備
- ・都立高校転編入学制度（補欠募集）の活用に向けた改善

2 支援方策を構築していく上での視点 (52 ページ～)

- (1) 一人一人の児童・生徒に応じた継続的な支援
- (2) 学校と関係機関とのネットワークの構築
- (3) 居場所の確保や再チャレンジの機会の提供

段階に応じた支援の実施



- ・ フリースクール等民間施設・団体との関係の構築 (86 ページ～)
- ・ 保護者に対する支援の充実 (87 ページ～)

第 1 不登校・中途退学の現状

1 小・中学校における不登校の現状

長期欠席児童・生徒数

毎年度実施される学校基本調査（文部科学省）においては、4月1日から翌3月31日までの1年間に、連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒を「長期欠席者」としている。

小・中学校（以下「中学校」には中等教育学校前期課程を含む。）の長期欠席者は、平成26年度は全国で185,051人に上り、都内公立小・中学校においては13,348人（小学校4,697人、中学校8,651人）となっている。【図表01】

長期欠席者の欠席理由は、「不登校」、「病気」、「経済的理由」及び「その他」に分類され、後述の定義に該当すると各学校から報告された児童・生徒を、「不登校」としている。

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

図表 01 理由別長期欠席児童・生徒数及び割合（平成26年度 都内公立小・中学校）

| 項目 | | 不登校 | 病気 | 経済的理由 | その他 | 計 |
|-----|----|--------|-------|-------|-------|--------|
| 小学校 | 人数 | 2,565 | 1,087 | 0 | 1,045 | 4,697 |
| | 割合 | 54.6% | 23.1% | 0.0% | 22.3% | 100% |
| 中学校 | 人数 | 7,514 | 766 | 2 | 369 | 8,651 |
| | 割合 | 86.9% | 8.8% | 0.0% | 4.3% | 100% |
| 合計 | 人数 | 10,079 | 1,853 | 2 | 1,414 | 13,348 |
| | 割合 | 75.5% | 13.9% | 0.0% | 10.6% | 100% |

（注）「その他」：不登校、病気、経済的理由のいずれにも該当しない理由により、長期欠席した者の数

「その他」の具体例：

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝い等の家庭の事情から長期欠席している者
- ・欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」など）、主たる理由が特定できない者

平成27年度学校基本調査（文部科学省）の都内公立学校分

なお、「その他」に分類されている児童・生徒も、1,414人いることに留意する必要がある。

「その他」には、例えば病気と不登校など欠席理由が2つ以上あり主たる理由が特定できない者などが含まれている。

不登校児童・生徒数

不登校の児童・生徒は、平成 26 年度には、全国の小・中学校で 122,897 人に上り、都内の公立小・中学校においては、10,079 人となっている。【図表 01】

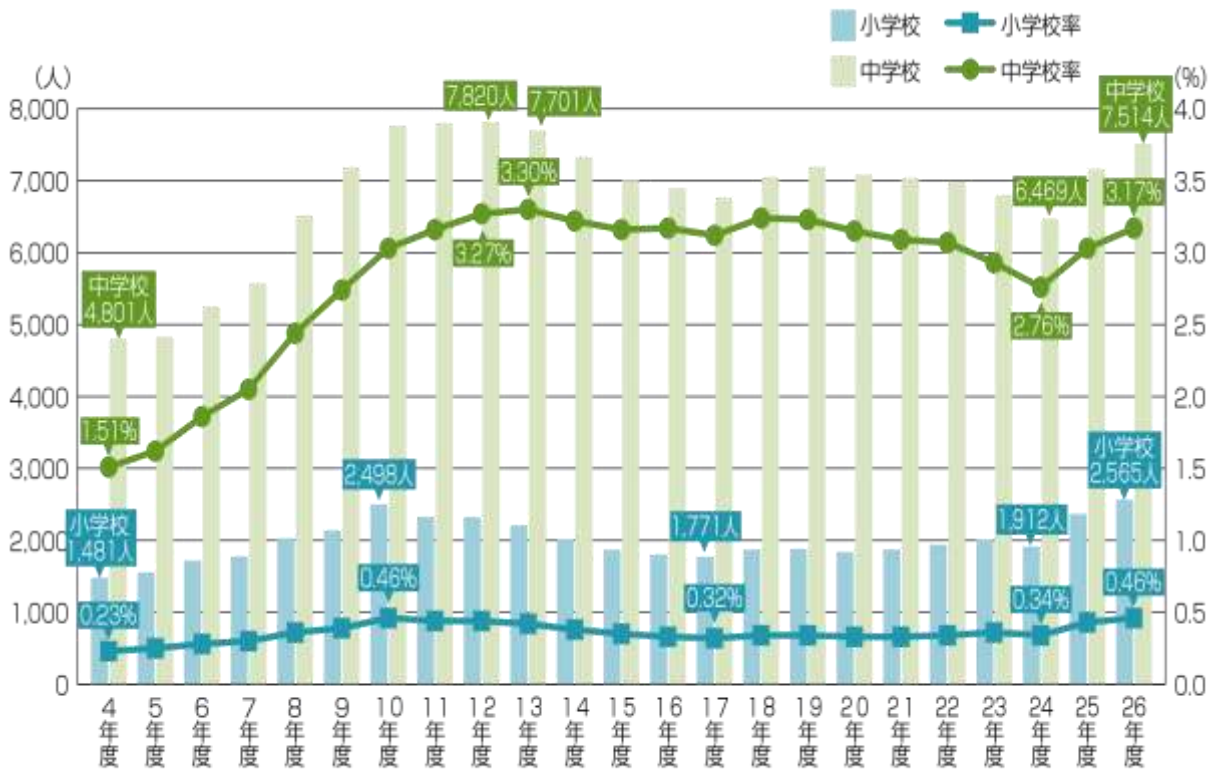
都内公立小・中学校の不登校児童・生徒数は、最近数年間では減少傾向にあったが、平成 25 年度から 2 年連続で増加し、平成 26 年度は小学校で 2,565 人、中学校で 7,514 人となっている。【図表 02】

全児童・生徒数に占める割合（出現率）についても、平成 25 年度以降増加しており、平成 26 年度は小学校で 0.46%、中学校で 3.17%となっており【図表 02】、小学生 217 人に 1 人、中学生 32 人に 1 人の割合で不登校の児童・生徒が出現している。

また、1 校当たりの平均不登校者数は、小学校 2.0 人、中学校 11.9 人である。

なお、出現率の全国平均（平成 26 年度）は小学校で 0.39%、中学校で 2.76%となっており、都内公立小・中学校の出現率は、全国平均よりも高い割合である。

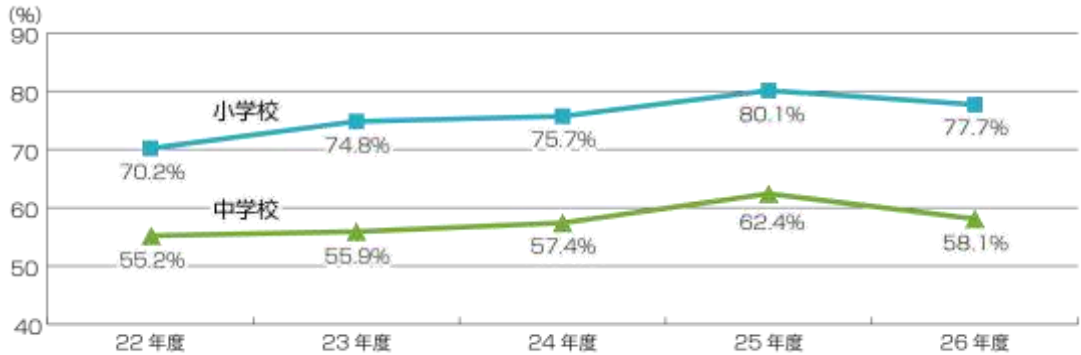
図表 02 不登校児童・生徒数及び割合の推移（都内公立小・中学校）



児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）の都内公立学校分

不登校児童・生徒のうち、毎年度、小学校では7～8割の児童が、中学校では約6割の生徒が、当該年度に新たに不登校となっている。【図表 03】

図表 03 不登校児童・生徒のうち、当該年度に新たに不登校となった児童・生徒の割合

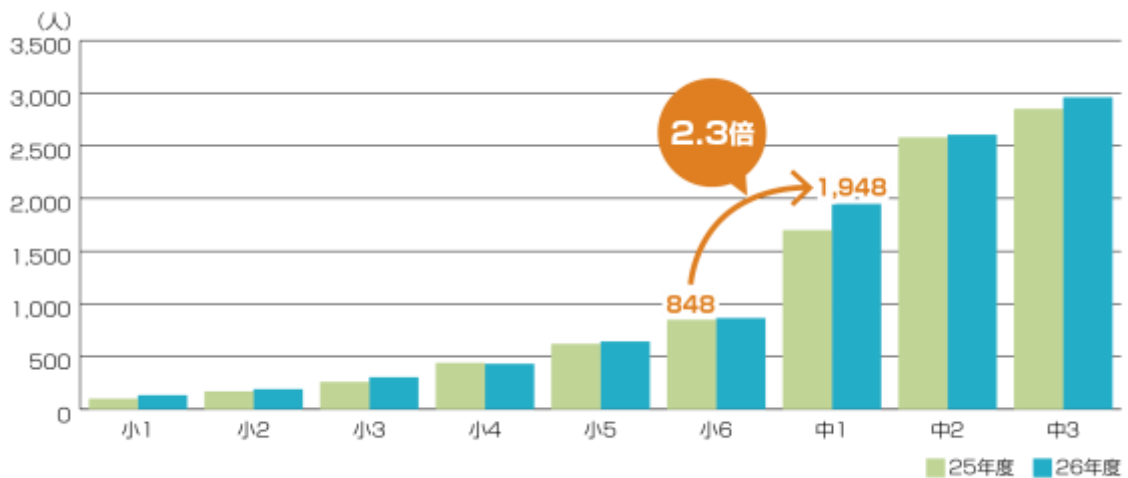


児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)の都内公立学校分を基に作成

不登校児童・生徒数は、小・中学校ともに、学年が上がるにつれて増えている。【図表 04】

平成 26 年度における中学校 1 学年の不登校生徒は 1,948 人となっており、平成 25 年度における小学校 6 学年の不登校児童 848 人と比べ、約 2.3 倍と大幅に増加している。

図表 04 学年別不登校児童・生徒数(平成 25・26 年度の比較)



児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)の都内公立学校分

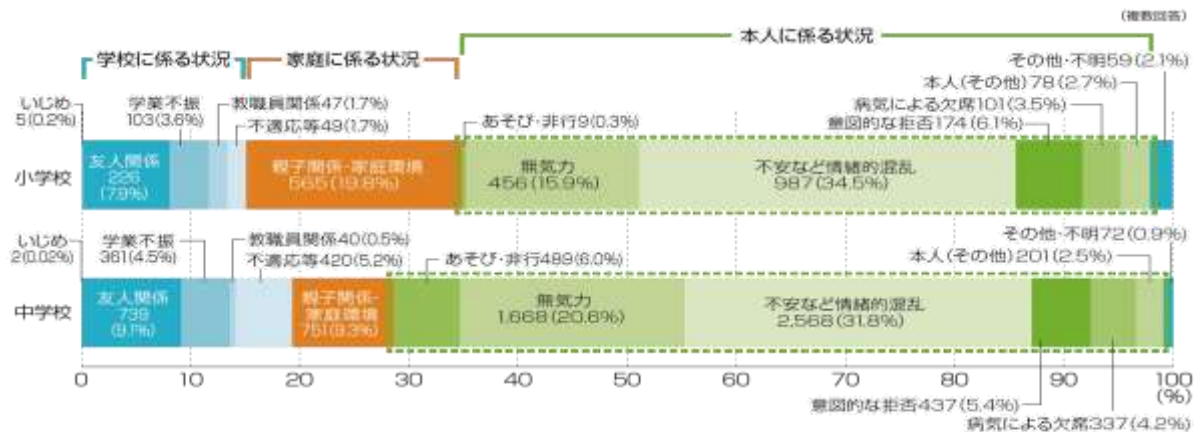
不登校の要因

不登校になったきっかけは、様々である。【図表 05】

文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、小学校では、「不安など情緒的混乱」、「無気力」や「親子関係・家庭環境」の割合が特に高い。

中学校においては、小学校と同様に「不安など情緒的混乱」と「無気力」の割合が高く、「あそび・非行」の割合が小学校よりも高いことが特徴である。

図表 05 不登校になったきっかけと考えられる状況（平成 26 年度）



(注)「不適応等」：入学・転編入学・進級時の不適応、進路にかかる不安、学校のきまり等をめぐる問題、クラブ活動・部活動等への不適応
「親子関係・家庭環境」：親子関係をめぐる問題、家庭の生活環境の急激な変化、家庭内の不和

(回答総数に占める割合)

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)の都内公立学校分を基に作成

なお、本調査は、学校に対して行った調査であり、教員から見た、児童・生徒の不登校となったきっかけを回答したものである。回答は一人の児童・生徒につき複数選択できるものの、回答総数等から判断すると、一人の児童・生徒に対してほぼ一つを選択したものとなっている。

一方、不登校の生徒本人に対する調査としては、文部科学省が、平成 18 年度に中学校 3 学年に在籍し不登校であった者に対して、5 年後に実施した追跡調査がある。

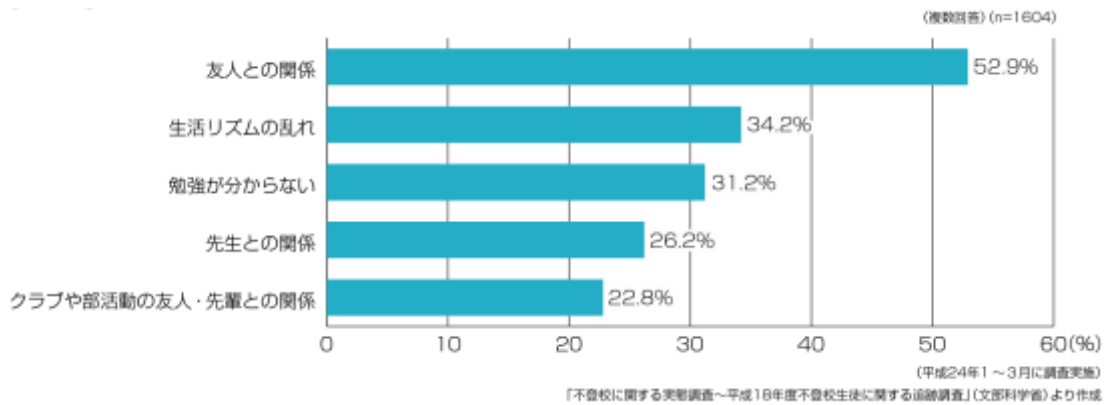
この調査は、不登校のきっかけと考えられる状況を複数回答可として質問しており、回答総数等から判断すると、一人につき平均 2.8 項目を選んでいる。

具体的には、学校を休み始めたきっかけは、「友人との関係」が 52.9%と最も多く、「生活リズムの乱れ」、「勉強が分からない」、「先生との関係」、「クラブや部活動の友人・先輩との関係」等、学校生活をめぐる問題やその影響に関する項目の割合が高い状況であり、これらのきっかけが複数重複して不登校になっていることが示されている。【図表 06】

このように、学校に対する調査結果【図表 05】と、本人に対する調査結果【図表 06】における不登校のきっかけには相違が見られる。ここに不登校のきっかけや要因の把握の難しさがある。

学校から見たきっかけと本人から見たきっかけは、それぞれの立場から捉えた一面であり、一方が正しく、他方が間違っているということではない。不登校のきっかけや要因は多様で複合的であるということを十分に認識しておく必要がある。

図表 06 学校を休み始めたきっかけ（上位 5 つ）

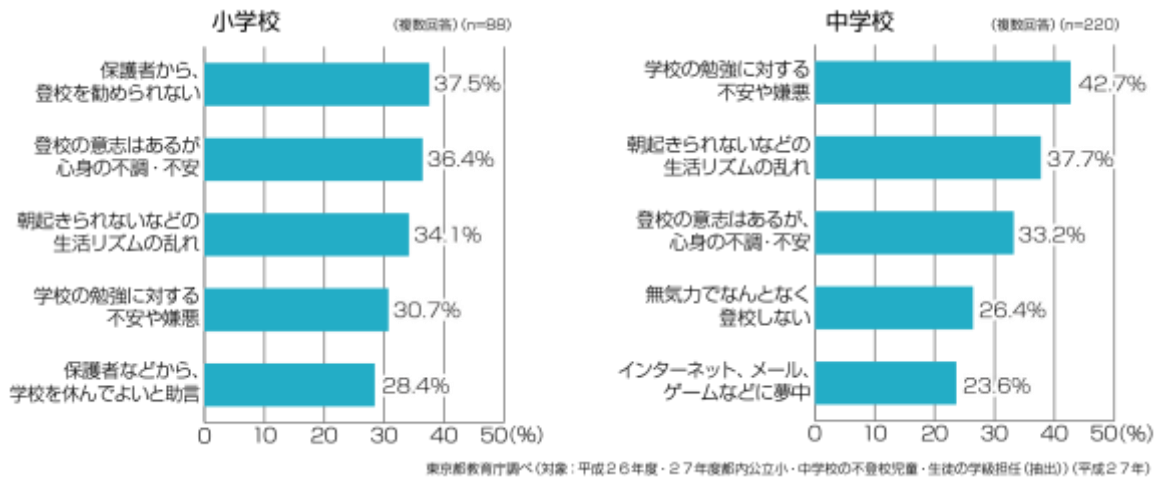


不登校が継続する要因

不登校の状態が継続する要因については、小学校・中学校に共通して、「朝起きられないなどの生活リズムの乱れ」、「登校の意志はあるが、心身の不調・不安」が上位となっている。

また、小学校では「保護者から登校を勧められない」、「保護者などから休んでよいと助言」が上位となっていること、中学校では「学校の勉強に対する不安や嫌悪」、「無気力でなんとなく登校しない」、「インターネット、メール、ゲームなどに夢中」が上位になっていることが特徴的である。【図表 07】

図表 07 不登校（欠席）の状態が継続している理由（上位 5 つ）



不登校（欠席）の開始時期

欠席が始まった時期としては、小学校・中学校ともに、新年度の始めの4月や2学期の始めの9月が多くなっている。【図表 08】

図表 08 不登校（欠席）が始まった時期（月）



(注) 小学校から欠席が始まった不登校の中学生については、小学校に集計

→ 例：小学校5学年の9月から欠席が始まった不登校の中学校2学年の生徒は、小学校の9月に計上

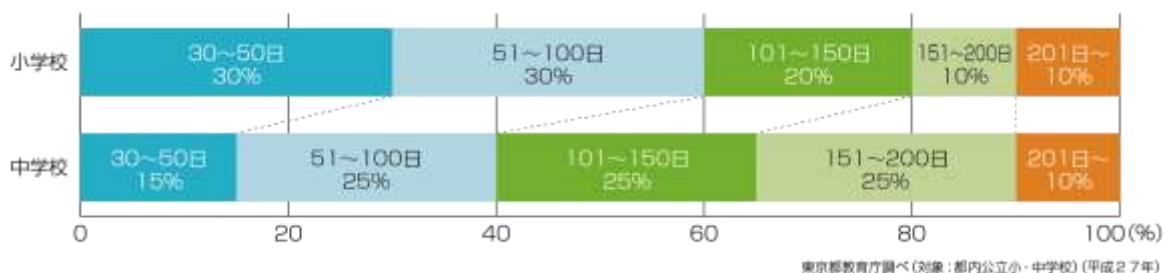
東京都教育庁調べ(対象：平成26年度・27年度都内公立小・中学校の不登校児童・生徒の学校担任(抽出)) (平成27年)

年間欠席日数

平成 26 年度の不登校児童・生徒について、当該年度中の欠席日数を調査したところ、おおむね【図表 09】の割合となっている。

101 日以上欠席している児童・生徒の割合は、小学校では 4 割、中学校では 6 割となっており、中学校では、小学校よりも長期にわたって欠席している傾向が見られる。また、201 日以上欠席している児童・生徒は、小学校・中学校ともに、全体の 1 割である。

図表 09 平成 26 年度不登校児童・生徒の年間欠席日数別割合（概算）

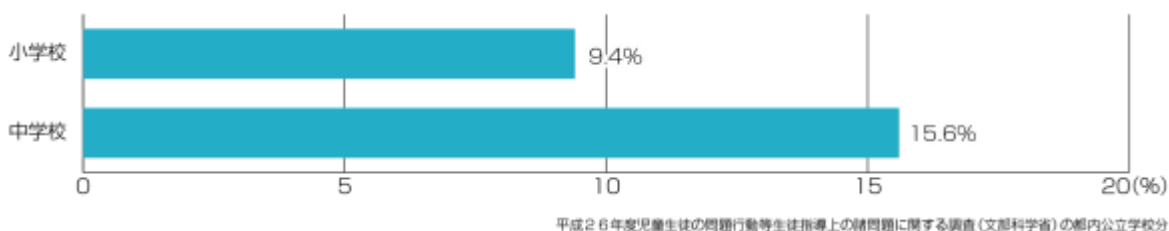


東京都教育庁調べ(対象：都内公立小・中学校) (平成27年)

相談支援機関等において、相談・指導を受けていない不登校児童・生徒

教育委員会が設置する教育相談所（室）や教育支援センター（適応指導教室）のほか、児童相談所、保健所、病院、民間団体等学校外の機関等での相談・指導や、校内で養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談・指導を受けていない不登校児童・生徒は、小学校では9.4%、中学校では15.6%に上っている。【図表 10】

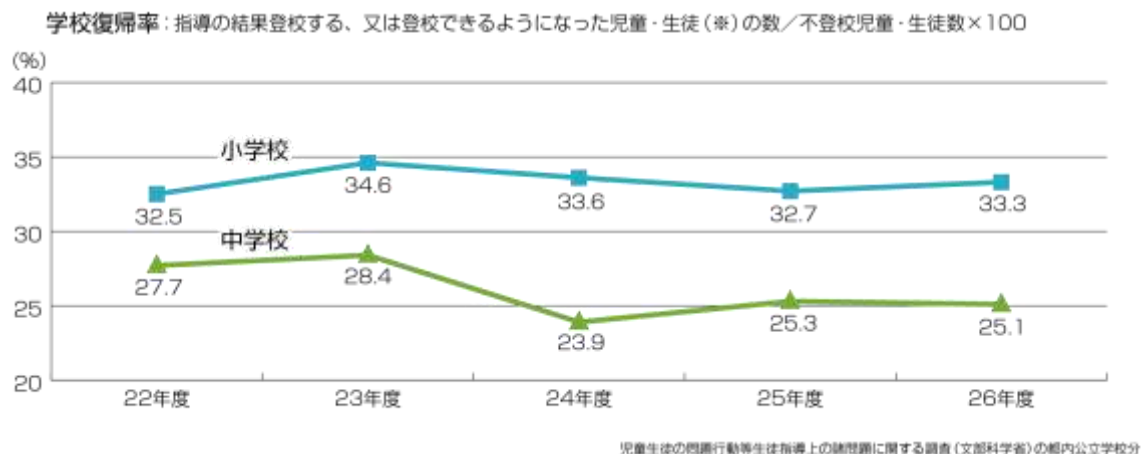
図表 10 相談支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒の割合（平成 26 年度）



学校への復帰

不登校児童・生徒に対して、学校又は関係機関の指導・働き掛けの結果登校する、又は登校できるようになった児童・生徒の割合は、小学校では33.3%、中学校では25.1%にとどまっており、年度を越えて不登校状態にある児童・生徒が多い。【図表 11】

図表 11 学校復帰率の推移



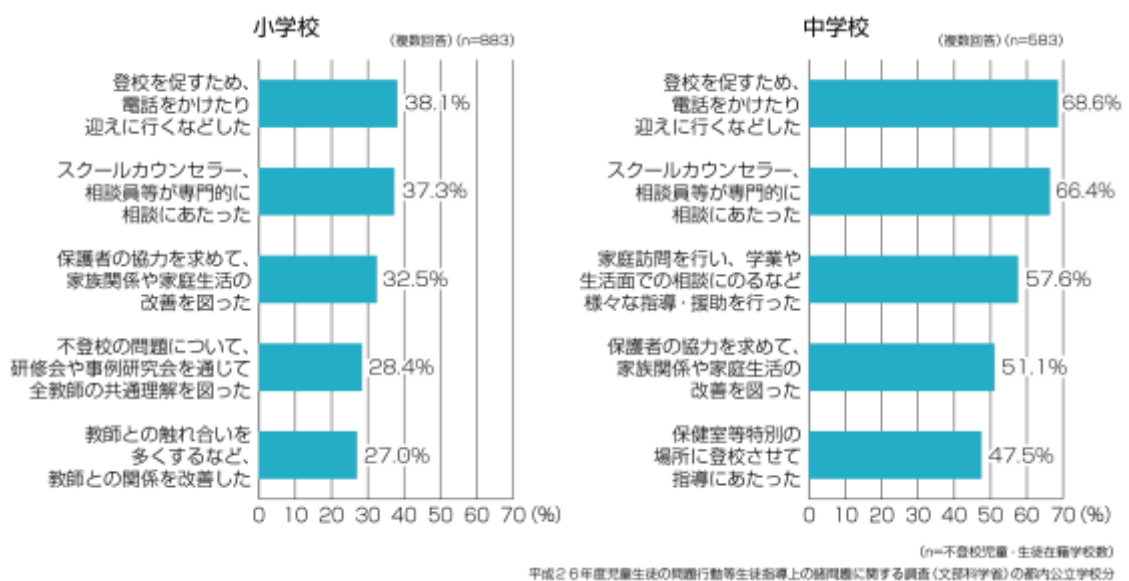
(※)「指導の結果登校する、又は登校できるようになった児童・生徒」とは、各学校が以下のような例を参考に、個々の児童・生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認める者をいう。

- ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での指導を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で、将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

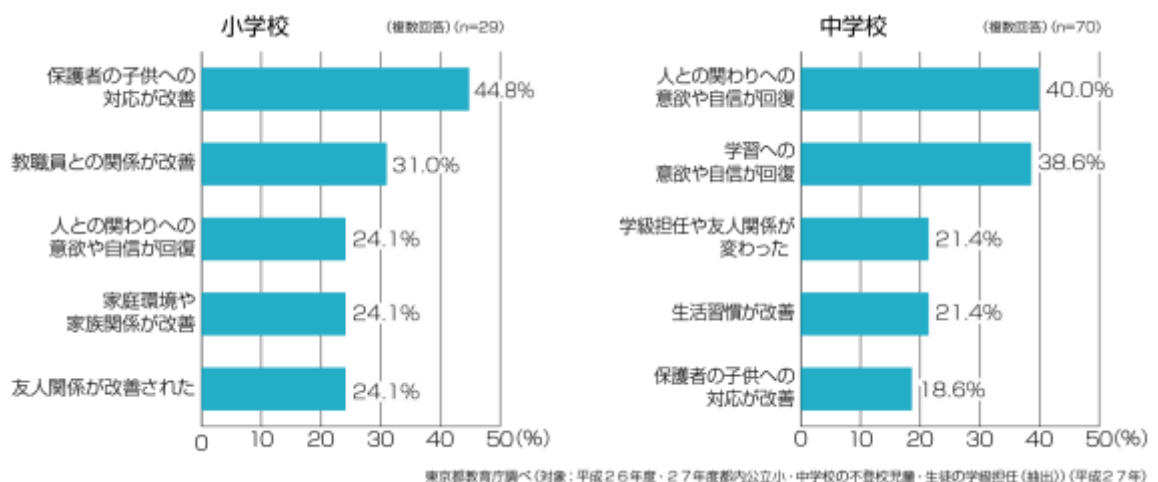
登校できるようになったきっかけとして、特に効果のあった学校による指導・働き掛けは、「登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行くなどした」、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」、「保護者に協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」が上位となっている。【図表 12】

また、不登校児童・生徒が登校できるようになった状況の変化としては、小学校では、「保護者の子供への対応が改善」、「教職員との関係が改善」、「友人関係が改善された」等の人間関係の改善が顕著な理由となっている。中学校では、「人との関わりへの意欲や自信が回復」、「学習への意欲や自信が回復」や「生活習慣が改善」が上位となっている。【図表 13】

図表 12 登校できるようになったきっかけとして特に効果のあった学校の取組（上位 5 つ）



図表 13 登校できるようになった状況の変化（上位 5 つ）

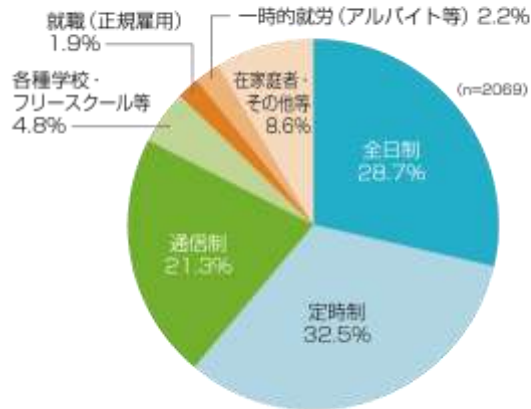


不登校生徒の進路状況

中学校3学年の時に不登校であった生徒の卒業後の進路については、【図表 14】のとおりである。定時制や通信制の高校への進学が多く、在家庭者やアルバイト等従事者も少なくない。

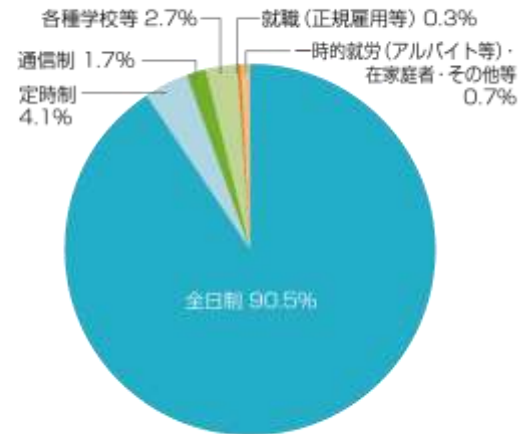
図表 14 中学校3学年の時に不登校であった生徒の進路

中学校3学年時に不登校の生徒（平成26年度）



東京都教育庁調べ(対象:都内公立中学校(抽出))(平成27年)

【参考】都内公立中学校卒業生・全体（平成26年度）



平成27年度公立中学校統計調査(進路状況調査編)(東京都教育庁)を基に作成

2 高等学校における不登校・中途退学の現状

(1) 高等学校における不登校の現状

長期欠席生徒数

高等学校（以下「高校」という。また、「高校」には中等教育学校後期課程を含む。）の長期欠席者は、平成 26 年度は、全国の高校で 80,586 人に上り、都立高校においては 5,163 人となっている。

【図表 15】

都立高校の長期欠席生徒のうち、不登校が 3,532 人で 68.4%と最も多い割合を占める。なお、「その他」が、823 人いることにも留意する必要がある。

図表 15 理由別長期欠席生徒数及び割合（平成 26 年度 都立高校）

| 項目 | | 不登校 | 病気 | 経済的理由 | その他 | 計 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全日制課程 | 人数 | 870 | 390 | 10 | 211 | 1,481 |
| | 割合 | 58.7% | 26.3% | 0.7% | 14.3% | 100% |
| 定時制課程 | 人数 | 2,662 | 303 | 105 | 612 | 3,682 |
| | 割合 | 72.3% | 8.2% | 2.9% | 16.6% | 100% |
| 合計 | 人数 | 3,532 | 693 | 115 | 823 | 5,163 |
| | 割合 | 68.4% | 13.4% | 2.2% | 16.0% | 100% |

（注）「その他」：不登校、病気、経済的理由のいずれにも該当しない理由により、長期欠席した者の数

「その他」の具体例：

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝い等の家庭の事情から長期欠席している者
- ・欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」など）、主たる理由が特定できない者

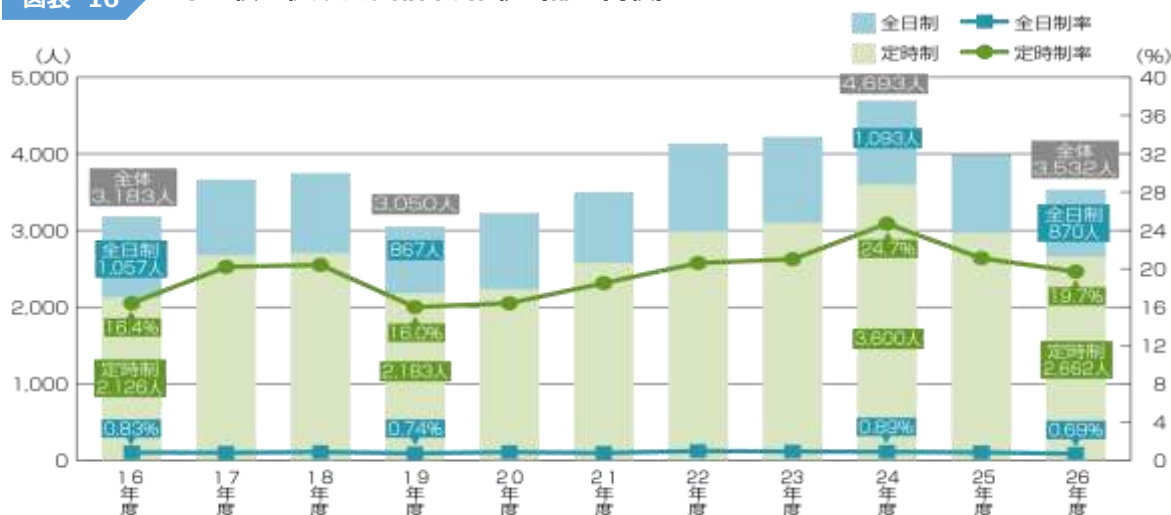
平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）の都立高校分

不登校生徒数

高校の不登校生徒は、平成 26 年度は、全国の高校では 53,154 人であり、都立高校では全日制課程（以下「全日制」という。）で 870 人、定時制課程（以下「定時制」という。）で 2,662 人となり、減少傾向で推移している。全生徒数に占める割合（出現率）についても同様に推移しているが、全日制は 0.69%であるのに対し、定時制で 19.7%となっており、定時制の割合が高い。【図表 16】

なお、出現率の全国平均（平成 26 年度）は全日制で 1.1%、定時制で 17.0%となっており、都立高校における出現率は、全日制では全国平均より低いものの、定時制では高い割合である。

図表 16 不登校生徒数及び割合の推移（都立高校）

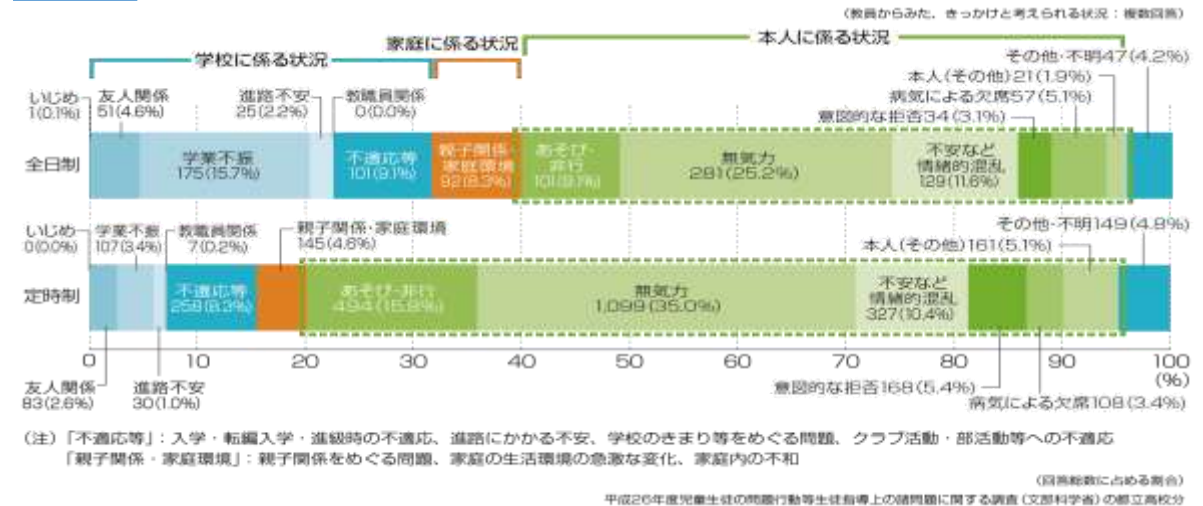


児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）の都立高校分

不登校の要因

不登校になったきっかけは様々であるが、小・中学校と比べ、「無気力」や「あそび・非行」など本人に係る状況の割合が高い。また、入学・転編入学・進級時の「不適応等」や「進路不安」も小・中学校よりも高い割合である。全日制では、「学業不振」も高い割合となっている。【図表 17】

図表 17 不登校になったきっかけと考えられる状況（平成 26 年度）

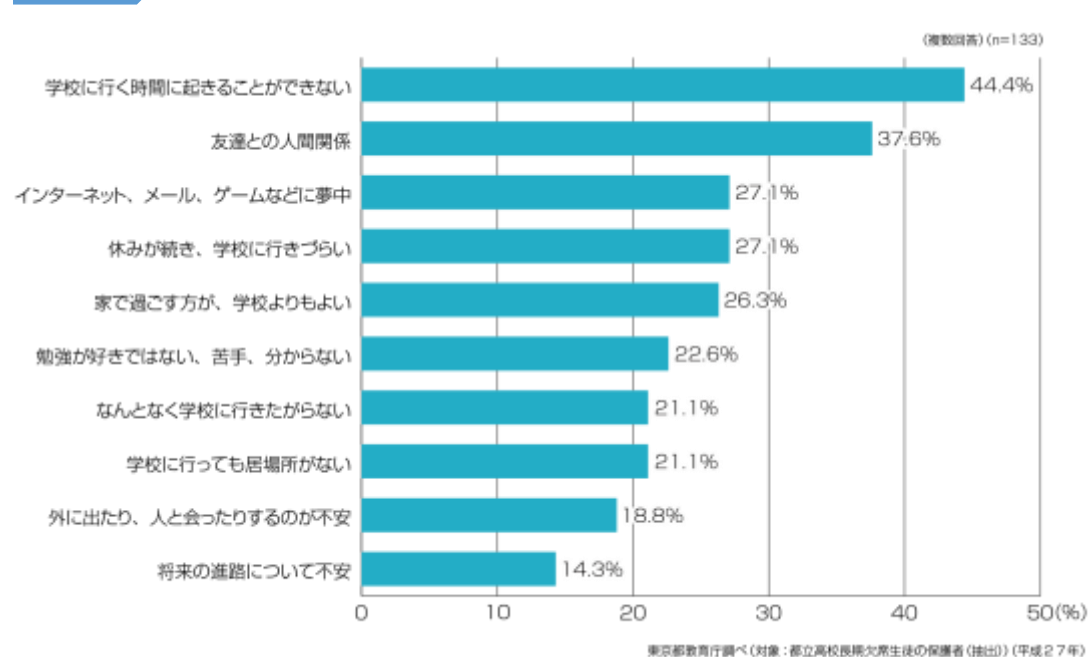


保護者からみた欠席の理由

高校においては、小・中学校のように不登校生徒本人を追跡し、学校を休み始めたきっかけ等について調査したもの（8～9ページ参照）はないが、高校生の保護者に対し、子供が高校を欠席する理由について、都教育庁が調査した結果については、【図表 18】のとおりとなっている。

複数回答のため保護者一人当たり平均 3.8 個が選択されており、「学校に行く時間に起きることができない」、「友達との人間関係」、「インターネット、メール、ゲームなどに夢中」、「休みが続き、学校に行きづらい」等が、保護者から見た理由の上位となっている。

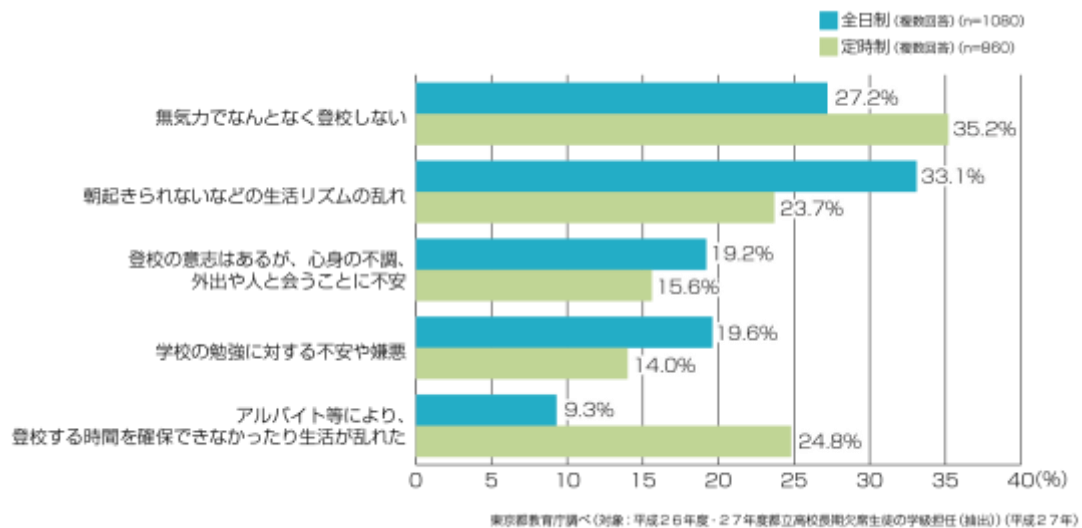
図表 18 保護者からみた欠席の理由（上位 10 項目）



不登校が継続する要因

生徒の欠席の状態が継続している理由も様々であり、「無気力でなんとなく登校しない」、「朝起きられないなど生活リズムの乱れ」等が上位となっている。【図表 19】

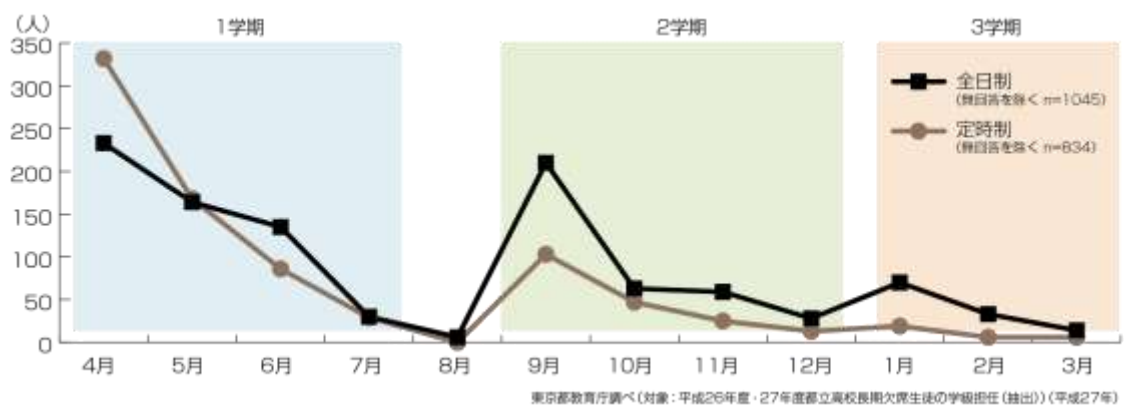
図表 19 不登校（欠席）の状態が継続している理由（上位5つ）



不登校（欠席）の開始時期

欠席が始まった時期としては、全日制及び定時制ともに、新年度の始めの4月や2学期の始めの9月に多くっており、定時制では4～6月に集中している。【図表 20】

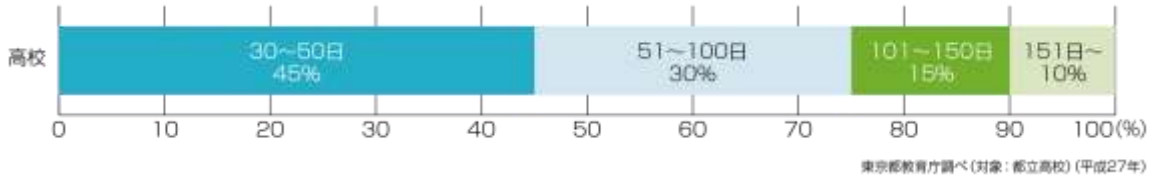
図表 20 不登校（欠席）が始まった時期（月）



年間欠席日数

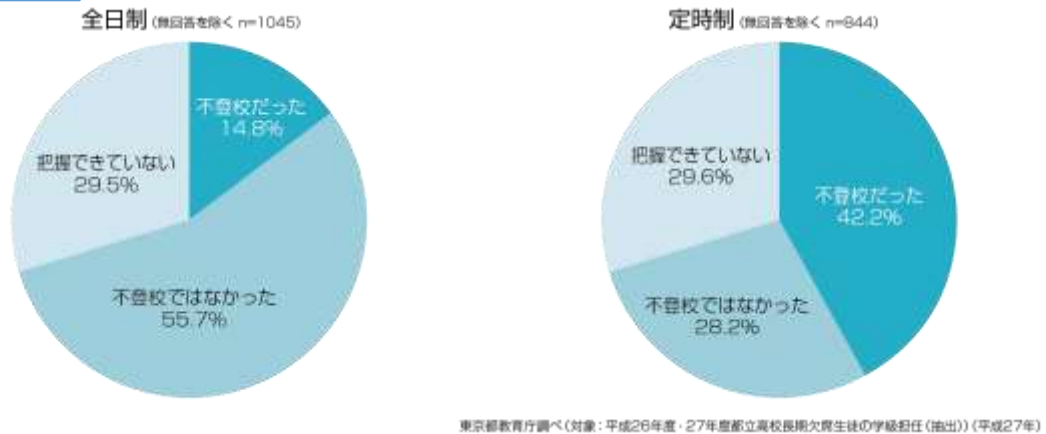
平成 26 年度の不登校生徒について、当該年度中の欠席日数を調査したところ、おおむね【図表 21】の割合となっている。100 日以下が 7 割以上を占め、小・中学校と比較すると欠席日数が少ない傾向にあるが、高校の場合は、欠席日数が重なると退学しているケースが少なくないと考えられる（18 ページ【図表 26】参照）。

図表 21 平成 26 年度不登校生徒の年間欠席日数別割合（概算）



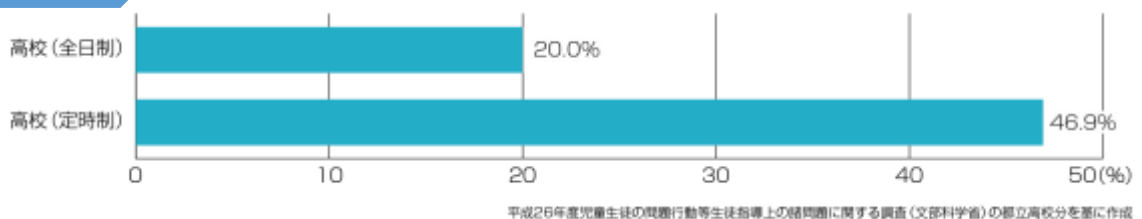
不登校の生徒が、高校入学以前（小・中学校時）に不登校を経験していたか否かについて、抽出により調査したところ、全日制では 14.8%、定時制では 42.2%の生徒が不登校を経験している。【図表 22】

図表 22 高校の不登校生徒の小・中学校時の不登校経験



教育委員会が設置する教育相談所（室）、児童相談所、保健所、病院、民間団体等学校外の相談・指導や、校内で養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談・指導を受けていない不登校生徒は、全日制では、20.0%、定時制では 46.9%である。【図表 23】

図表 23 相談支援機関等において、相談・指導を受けていない不登校生徒



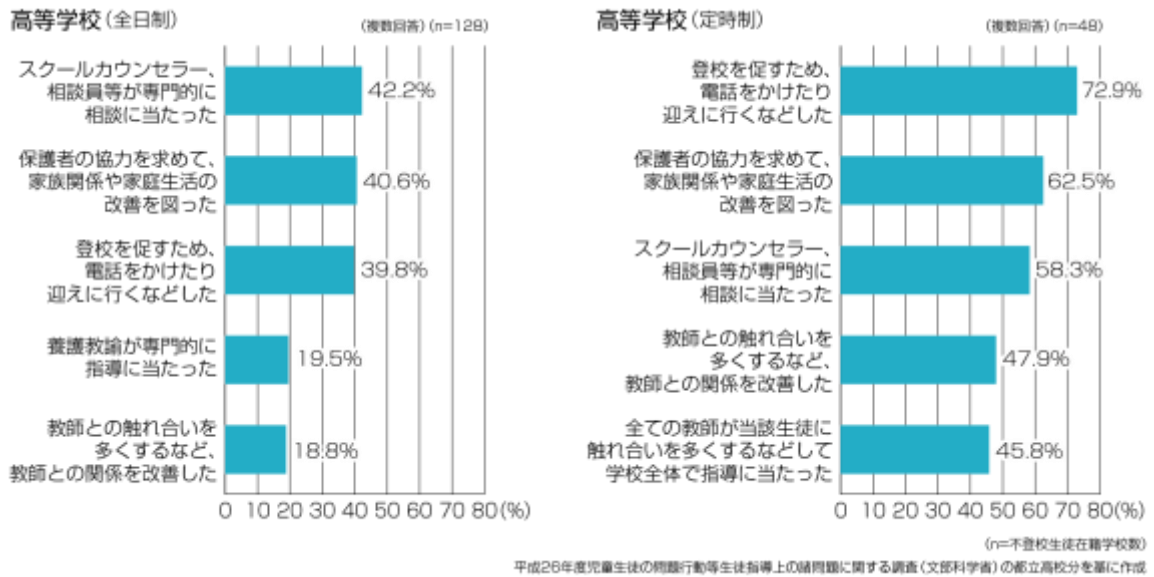
学校への復帰

登校できるようになったきっかけとして、特に効果のあった学校等による指導・働き掛けは、小・中学校と同様、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的な相談に当たった」、「登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした」、「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」が上位となっている。【図表 24】

さらに、不登校の生徒が登校できるようになった状況の変化としては、「生活習慣が改善された」や「学習への意欲や自信が回復した」が上位となっている。【図表 25】

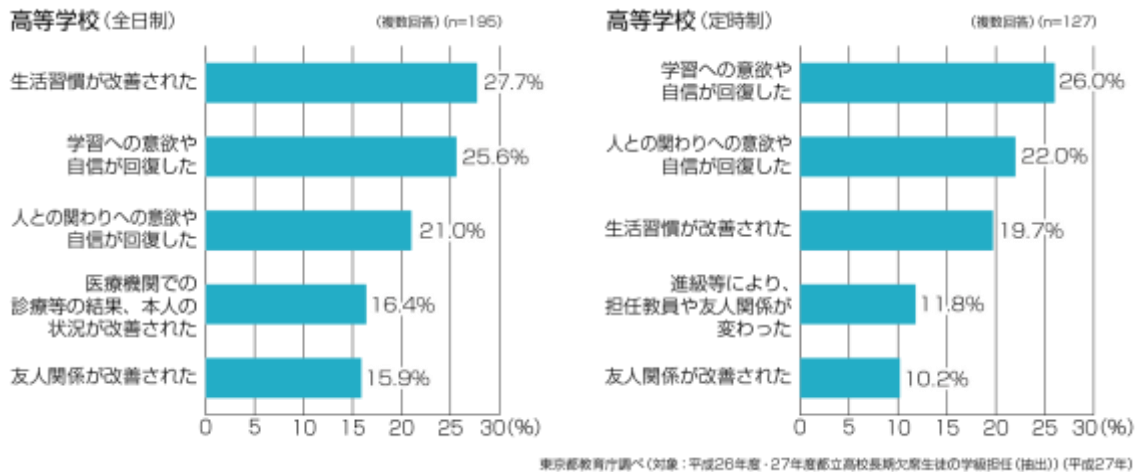
図表 24

登校できるようになったきっかけとして特に効果のあった学校の取組（上位5つ）



図表 25

登校できるようになった状況の変化（上位5つ）

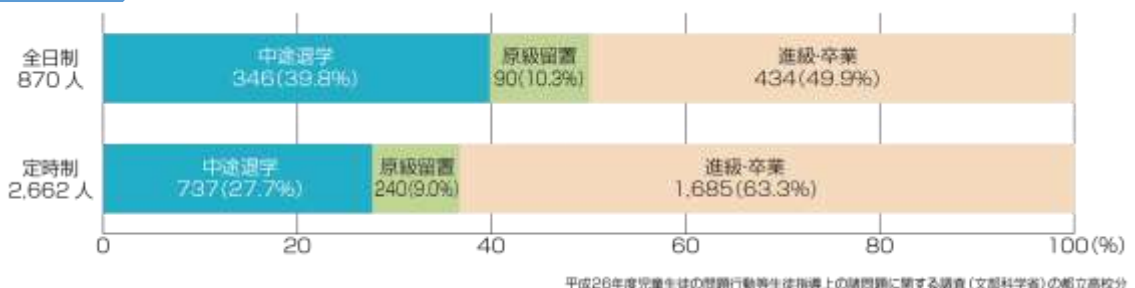


不登校と中途退学等

不登校生徒のうち、3分の1程度が、当該年度中に中途退学している。【図表 26】

図表 26

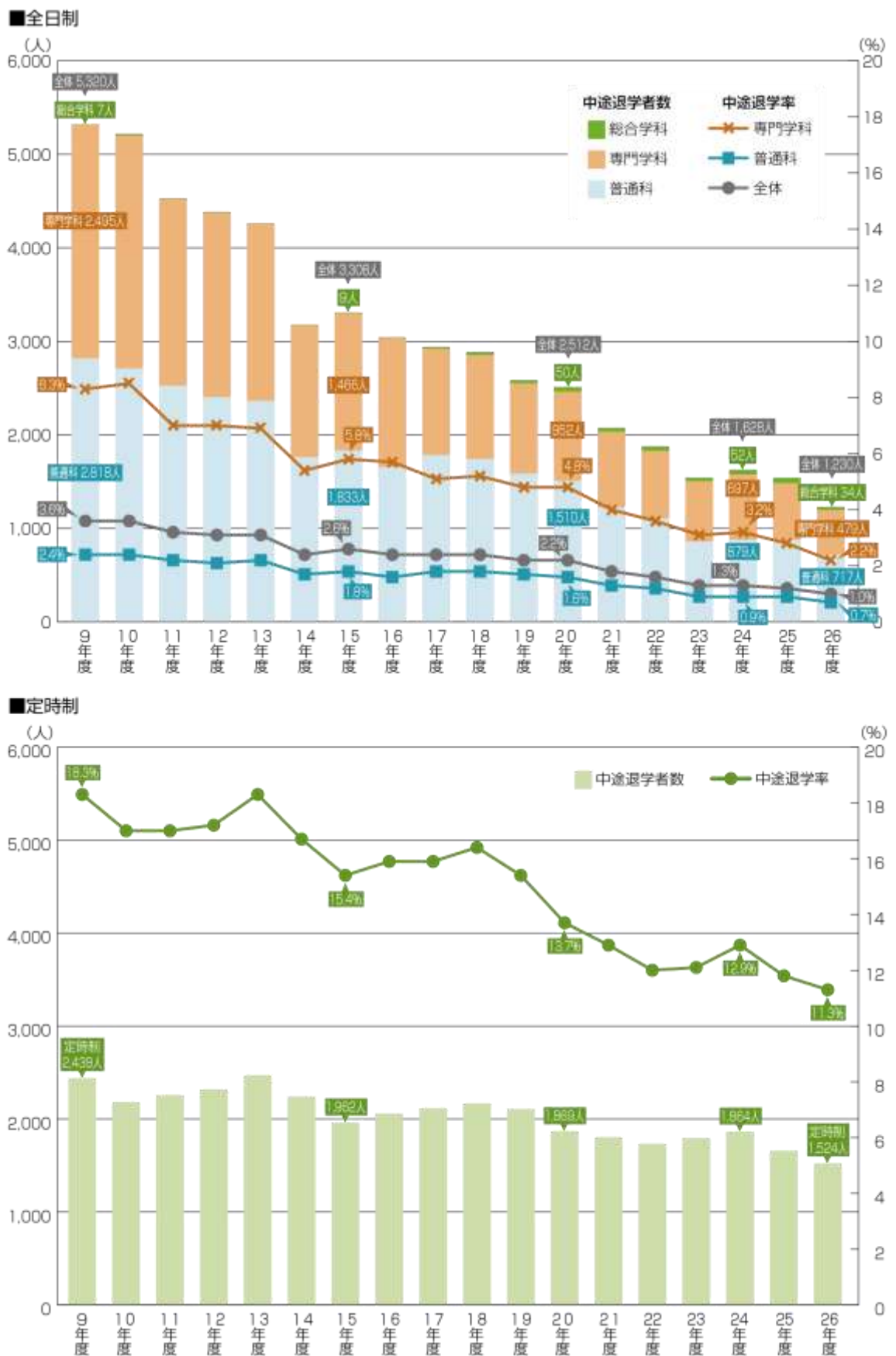
不登校生徒のうち中途退学・原級留置になった生徒数（平成26年度）



(2) 中途退学の現状

| | |
|--|--|
| | <p>中途退学の定義</p> |
| | <p>児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）においては、「退学者」とは、年度の途中で校長の許可を受けて、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、他の高校への転学者及びいわゆる飛び入学により大学へ進学した者は含まないとしている。</p> |
| | <p>中途退学者数</p> <p>全国の高校の中途退学者数は、平成 26 年度は全日制で 32,739 人、定時制で 11,319 人、中途退学率（※）は全日制で 1.0%、定時制で 11.1%となっている。</p> <p>都立高校の中途退学者数及び中途退学率は減少傾向にあり、中途退学者数は、平成 26 年度は 2,754 人（全日制 1,230 人、定時制 1,524 人）、中途退学率は、全日制で 1.0%、定時制で 11.3%である。【図表 27】</p> <p>中途退学者数は、全日制では大きく減少したものの、依然として定時制や専門学科では中途退学率が高い状況である。なお、1 校当たりの退学者数は、全日制で平均 6.8 人、定時制で平均 27.7 人となっている。</p> <p>（※）中途退学率…当該年度における、全在籍生徒数に占める中途退学者数の割合</p> |

図表 27 中途退学者数及び中途退学率の推移（都立高校）



卒業生徒の行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)の都立高校分

前述の「中途退学率」とは分析の視点を変えて、都立高校に入学した生徒が、修業年限（全日制の場合は3年、定時制の場合は4年又は3年）の間に何人中途退学したかを集計した未卒業率は、【図表 28】のとおりである。

平成 24 年 4 月に全日制に入学した生徒では 3.1%が、平成 23 年 4 月に定時制に入学した生徒では 33.6%が、退学していることが分かる。

図表 28 都立高校生の未卒業率

(入学から卒業まで(全日制:3年間、定時制:4年間)に中途退学した生徒の数と割合)

■全日制 (平成24年4月に全日制都立高校に入学した生徒の平成27年3月末の状況) (人)

| 入学者 A | 卒業者 B | 退学者 C | 転出者 D | 在籍者 E | 未卒業率 C/A |
|--------|--------|-------|-------|-------|----------|
| 41,404 | 38,801 | 1,264 | 1,225 | 114 | 3.1% |

■定時制 (平成23年4月に定時制都立高校に入学した生徒の平成27年3月末の状況) (人)

| 入学者 A | 卒業者 | | | 退学者 C | 転出者 D | 在籍者 E | 未卒業率 C/A |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| | 4年 | 3年 | 計 B | | | | |
| 4,556 | 1,509 | 1,117 | 2,626 | 1,531 | 225 | 174 | 33.6% |

(注) 転出者…入学した都立高校から、学籍を保持したまま他の高校へ移った生徒(本調査上の定義)

東京都教育庁調べ

都立高校のうち、中途退学率が比較的高い高校は一部の学校となっている。とりわけ、こうした高校では、対策・支援の強化が望まれる。【図表 29】

図表 29 中途退学率が比較的高い学校 (平成 26 年度)

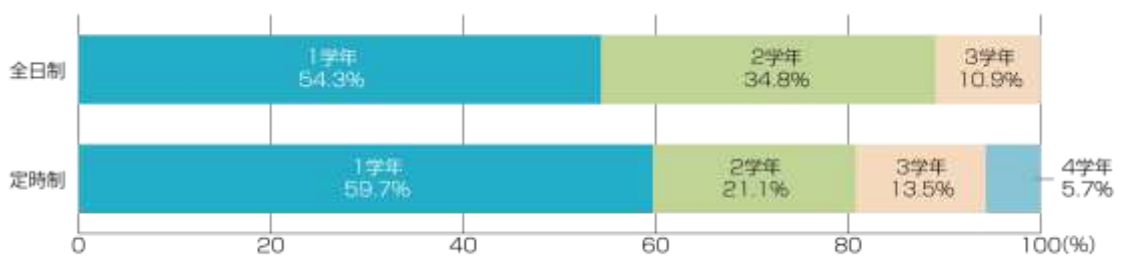
| 中途退学率 | | 3%以上5%未満 | 5%以上10%未満 | 10%以上15%未満 | 15%以上20%未満 | 20%以上 |
|-------|-----------|----------|-----------|------------|------------|-------|
| 全日制 | 普通科 | 7 | 1 | — | — | — |
| | 工業科 | 6 | 5 | — | — | — |
| | 商業科 | 2 | — | — | — | — |
| | その他 | 1 | — | — | — | — |
| 定時制 | 夜間定時制 | 1 | 6 | 19 | 16 | 5 |
| | 昼夜間定時制 | 1 | 4 | 1 | 1 | — |
| | チャレンジスクール | 1 | 2 | 2 | — | — |

(注) 課程別・学科別に集計。島しょの高校を除く。「昼夜間定時制」はチャレンジスクールを除く。

【平成26年度児童・生徒の問題行動等の実態について 参考資料】(東京都教育庁)より作成

1 学年時に退学する者が多く、一年度間の中途退学者全体の約 6 割を占めている。【図表 30】

図表 30 中途退学者の学年別の割合 (平成 26 年度)



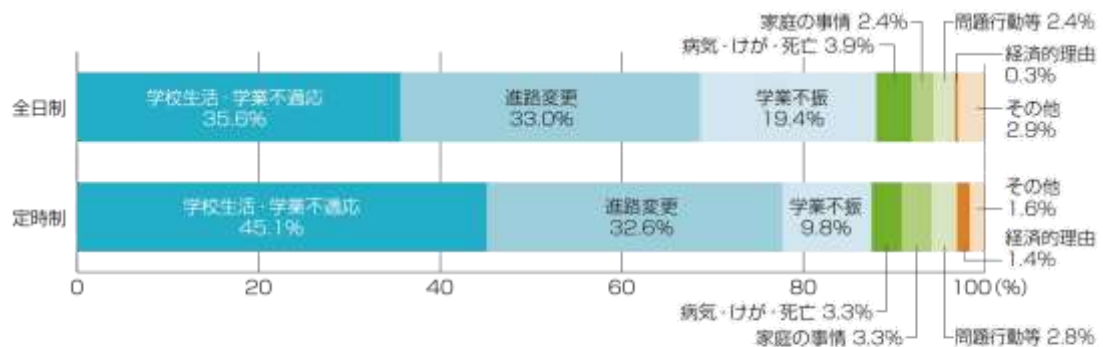
(注) 学年制ではない「単位制」の学校を除く。

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)の都立高校分

中途退学の要因

中途退学の理由として、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）においては、「学校生活・学業不適応」、「進路変更」、「学業不振」が主なものとなっている。【図表 31】

図表 31 中途退学の理由



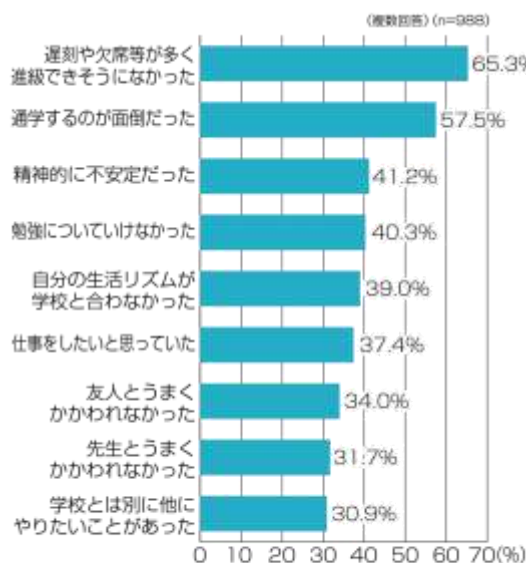
(注) 「学校生活・学業不適応」：もともと高校生活に熱意がない、授業に興味がない、人間関係がうまく保てない、学校の雰囲気合わない、交友関係やアルバイト等による生活の乱れ等
 「進路変更」：在籍している高校以外の進路を積極的に希望（別の高校への入学を希望、専修・各種学校への入学を希望、就職を希望、高卒認定試験受験を希望、結婚等）
 「学業不振」：高校入学後、学力不足のために授業の進度についていけない

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）の都立高校分

中途退学当時の状況等について、中途退学者本人にアンケートをした結果では、生活習慣、人間関係、学習面を理由に挙げる者が多い。【図表 32・33】

また、退学した高校を、「あまり志望していなかった」、「まったく志望していなかった」と回答している者は4割であり、もともと志望していなかった者も少なくない。【図表 34】

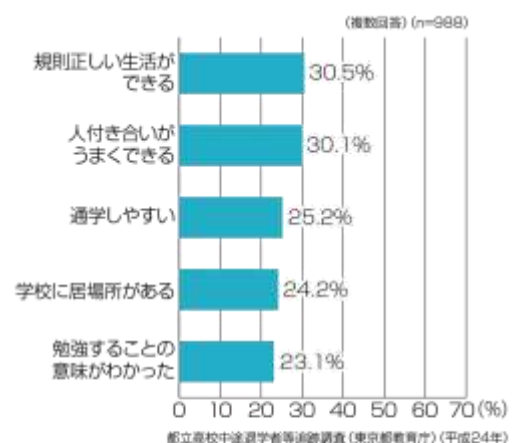
図表 32 中途退学当時の状況



(注) 各設問について、「とても当てはまる」または「まあ当てはまる」と回答した者の割合

都立高校中途退学者等追跡調査（東京都教育庁）（平成24年）

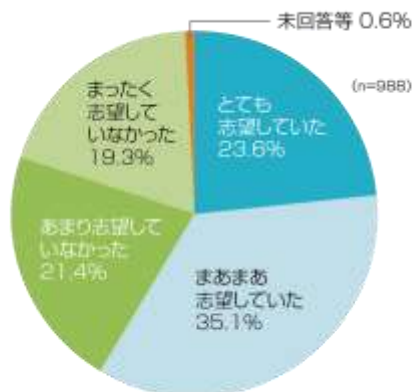
図表 33 どのようなことがあれば退学しなかったか



都立高校中途退学者等追跡調査（東京都教育庁）（平成24年）

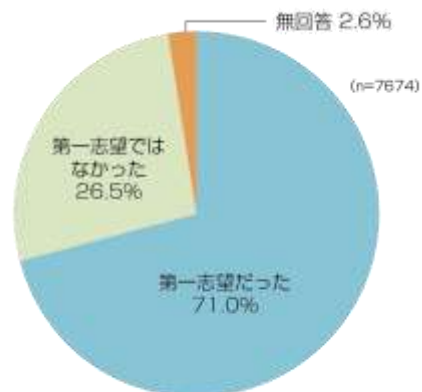
図表 34 中途退学者が退学した高校を志望していた状況

中途退学者



都立高校中途退学者等追跡調査(東京都教育庁)(平成24年)

【参考】都立高校在校生



(注) 都立高校在校生(2学年の生徒)へ調査
都立高校生徒調査(東京都教育庁)(平成23年)